

一財) 日欧産業協力センター 日 EU・EPA 活用ウエビナー
～ いまさら聞けない日 EU・EPA Q&A ～
2021年3月4日開催

(開催概要報告)

1. 最初に、東京共同会計事務所 EPA 相談デスクの後藤 真氏が、これまで同相談デスクに寄せられ相談内容を下記 Q&A 形式で、実際の事例を紹介しながら講演した。

Q1 過去に日本商工会議所へ 原産品判定依頼をしたことがあります。今回、申請しようとしたら、日 EU 協定を選択できません。 どうしてですか？

A1 日 EU 協定は自己証明制度が採用されています。日本商工会議所が特定原産地証明書を発行するのは 第三者証明制度が採用された EPA 協定です。

Q2 日 EU 協定では、特定原産地証明書は発給されないと聞いています。どの様な形で、原産品であることを申告すれば良いですか？

A2 インボイスに自己申告文を記載することで、日 EU 協定の特恵関税を享受することができます。

Q3 中国で生産した製品を一度、日本へ輸入し、その後 EU へ輸出します。この場合、日 EU 協定を利用できますか？

A3 日本から EU へ輸出した、ということだけでは、日 EU 協定を利用することができません。日 EU 協定を利用するには次のページの 3 つの事項を満たす必要があります。

Q4 日本で生産した製品を EU へ輸出します。日本原産品として日 EU 協定を利用できると考えていますが、この理解で合っていますか？

A4 日本で生産されている事実のみでは、日 EU 協定における日本原産品とは認められません。自己申告書を作成する前に、協定に規定される原産地規則を満たしているのか

を検証し、その根拠書類を作成する必要があります。

※日本で生産していても、協定の規則を満たさない製品は、非原産品となり、日 EU 協定を利用することができません。

Q5 非原産材料から生産される製品にて検証をする場合、原産地規則はどの様に調べるのですか？

A5 日 EU 協定の品目別規則を確認します。

- ・協定の品目別規則
- ・税関ホームページ：品目別規則検索

Q6 品目別原産地規則に記載されている、CC、GTH、CTSH とは何のことですか？

A6 全て、関税分類変更基準（CTC ルール）を指しています。関税分類変更基準（CTC ルール）とは輸出産品と、その材料の HS コードを比較して、番号が異なっていれば一定の加工がされていると捉え、輸出産品を原産品と認めるルールです。

Q7 当局から原産品についての確認を求められた際に、CTC ルールの要件を満たしていることを、どの様に示すのですか？

A7 CTC ルールにて原産品の要件を満たしていることを確認した場合、その根拠書類（CTC 対比表）を作成します。当局から求められた際はこの根拠書類を提示します。

Q8 RVC、MaxNOM、とは何のことですか？

A8 日 EU 協定の付加価値基準（VA ルール）に定められた計算方法です。

- ・RVC：控除方式の域内原産割合
- ・MaxNOM：非原産材料の最大割合

VA ルールによって証明する場合はいずれかを選択して証明します。

Q9 当局から原産品についての確認を求められた際に、VA ルールの要件を満たしていることを、どの様に示すのですか？

A9 VA ルールにて原産品の要件を満たしていることを確認した場合、その根拠書類（計算ワークシート）を作成します。当局から求められた際はこの根拠書類を提示します。

Q10 中国で生産された粉末を輸入し、日本で小分けにして EU へ輸出しています。

VA ルールの要件を満たしていますが、この小分けにする作業も生産行為として認められますか？

A10 日 EU 協定 第三・四条「十分な変更とはみなされない作業又は加工」に該当する作業又は加工のみが行われる場合には、品目別原産地規則を満たしていたとしても十分な変更とはみなされず、当該産品は原産品と認められません。

Q11 日本から FCL コンテナを使用して EU へ海上輸送をします。船会社のコンテナ船スケジュールを確認すると、途中、シンガポールで積替えする予定です。この場合、日 EU 協定は適用できますか？

A11 積送基準（変更の禁止）が定められています。日本、EU 以外の第三国を経由する場合でも、実質的な加工を加えず、当該第三国税関の管理下に置かれている場合は、

原産性は失われません。

Q12 原産品申告書とその根拠書類（対比表、計算ワークシート等）は、どれくらいの期間、保管するのですか？

A12 日 EU 協定上、書類の保管義務が定められています。輸出者（または生産者）による自己申告の場合は、原産地に関する申告文を作成した日から最低 4 年間、と定められています。『原産地に関する申告文を作成した日』から 4 年間の保管義務となるため、例えば、同一産品を継続して輸出する場合、その根拠資料の保管期間は半永久的となります。

上記のような相談は、EPA 相談デスクをご活用ください。無料で相談を受けつけています。

東京共同会計事務所 EPA 相談デスク

URL : <https://epa-info.go.jp/>

0120-910-385

※ 受付時間 平日 10～17 時（12～13 時を除く）

E-mail : epa-desk@epa-info.go.jp

2. 次に、欧州委員会関税総局 特恵原産地 - 協力および交渉担当チームリーダーの Albert Hendriks 氏より、知っておくべき 10 の事項として以下を紹介した。

1) あなたが EPA（生産者または貿易業者）によって定義された輸出業者であり、日本に存在することを確認してください。「輸出者」とは、法律および規制に定められた要件に従って、原産品を輸出または生産し、原産地に関する証明をおこなう人を意味します。

2) 製品が EU に輸入する際に輸入関税の対象であり、EPA に基づく優遇関税の対象となることを確認します。以下のツールで、優遇関税の適用を確認してください。

<https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/>

3) EPA に定められた要件に従って、輸出する製品が日本原産であるかどうかを判断します。

4) 日本の国内法の下で適格な輸出業者になりえるかを確認してください。これには通常、原産地報告書で使用される日本の法人番号が必要となります。

5) 製造プロセスまたはサプライヤーから適切な情報を収集し、製品が原産であることを示し、その後の検証に対応するために、関連記録のコピーを最低 4 年間保管します。

6) あなたが作成した原産地に関する証明に基づいて、また輸入者知見に基づいて、優遇関税適用を申請するかどうかを協議してください。

7) EPA の附属書 3-D のテキストを使用して単一出荷または同一製品の複数の出荷について、原産地に関する証明を作成します。なお、証明に署名する必要はありません。

8) 製品を EU に輸出する際、日本からの輸出後 EU に輸入される前に、特定の小規模な取引を除き、(原産の) 変更または変換はなされないことに注意してください (非変更のルール)。

9) EU の輸入者に対し原産地に関する証明を提供することを忘れないでください。

10) EU の税関当局からの要請に応じて、日本の管轄税関当局が要求する、日本の原産証明に関する検証の準備をしておいてください。

輸入時に特惠関税が適用されない場合でも、輸入日から 3 年以内に EU に対して特惠適用申請をおこなうことができます。

3. 質疑応答

講演後、事前に寄せられた質問を取り上げ、両者に回答いただいた。なお、EU 関税総局の Jean-Michel Grave 氏にも質疑応答に加わっていただいた。

1) 中古車、トラクター、およびこれらの種類の中古部品の場合、EPA を適用するために必要な RoO 文書を提供できるのは誰ですか？ 日本のトレーダー/ディストリビューターもそのような文書を発行することができますか、それとも数年前にそれを作成した元の製造業者によってそれを提供する必要がある까요？

→EU: 中古品であっても輸出企業からの情報提供で可能です。ただし、実際に証明される情報が必要。

2) 自動車部品関係からの質問。第三国を含む累積原産 (ANNEX 付録 3-B-1 第 5 節) についてお伺いします。乗用自動車 (HS87.03) の製造に用いられる、ガソリンエンジン (HS: 84.07)、ワイヤーハーネス (HS85.44)、自動車部品 (HS87.08) の材料については、日本と EU 以外の第三国で得られた材料を、日 EU・EPA に基づく特惠待遇を受けるための累積に含められるようになる可能性がある、と昨年段階での情報がありました。日本語の情報でしたが、可能性ということは、確定はしていない、ということでしょうか。実際に適用された例はあるのでしょうか。

→EU: この要請は日本側から出た話だが、その後再要請がないままとなっています。要請があれば交渉することになります。以上から今まで適用事例はありません。

→日: 適用ニーズがあるという話は伺っています。

3) 食品の場合、例えば日本茶ですが、生産農家だけが RoO を発行できますか、それとも輸出業者が日本に関与している場合、日本の輸出業者も発行できますか？

→EU: 輸入業者、輸出業からの証明で対応可能です。無論生産者でも構いません。

4) クーリエで原産証明を付けて EU に輸出したところ、EPA の優遇関税が適用され

ず、課税されてしまいました。クレームはどこに提出したらいいのでしょうか。
→EU: 輸入国の税関に対し、クーリエの会社が申告をすべきでしょう。3年間はクレームの申し立てが可能です。

→日: クーリエを使う際には特惠関税の申告が正確になされるか、よく確認するよう相談者に注意喚起をおこなっています。

5) 拘束的原産情報 (binding origin information: BOI) について。ある産品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答する制度ですが、この返答に要する時間は一般的にはどれくらいでしょうか。

→EU: 一般には書類が揃っているとすれば最大で 120 日と考えてください。当該国の税関が対応します。

6) 食品を輸出していますが、非原産品の比率が 10% を超えたら特惠関税適用にならない、というルールは厳しすぎると感じていますが。

EU: 趣旨はよくわかりますが、これは両国・地域で決めたルールであることをご理解願います。

7) 特惠関税の提供を受けるために VA ルールを適用する場合について伺いたい。コロナによる景気の変動によって、原材料・部品の価格変動が大きく動き、頻繁に調達先を変更する必要があり、結果、原産資格割合計算が非常に複雑かつ頻繁になっています。これはあくまでも社内の工数の話になるが、何か簡素化された合理的な方法はないのでしょうか。

→日: VA か CTC の選択が可能な場合は、労力の観点から CTC を選択するようすすめています。

8) 一般般化するの難しいと思いますが、原産地規則に関して、日本企業からの相談で最も多いのはどういうご相談でしょうか。

→日: EPA 適用が初めてで、まず何をすればいいのですか、という相談です。自己証明の経験がない企業も多くいます。また、政府が食品輸出を振興していることもあり、初めて輸出に取り組む食品加工業者からの相談も増えてきています。

→シンプルな質問が多いです。原産証明の経験がない企業もいます。それから輸入後の還付金の手続きについての質問もあります。EU は 27 カ国で構成されますが、各国の税関にある問い合わせの内容は共有できるようになっていますから、いずれの税関でも適切な回答が得られると思います。

以上